

(無料配布)

大
豊
村
長

營林局よりの買受価格は、
七、九一〇万円（土地共）
又代金納入が遅延した分、
即ち八月二日以降は日歩一

以上が議会で決定した処分方法等であります。

二、入札について

村議会の決定に基いて七月十七日、議会の基本財産造成対策特別委員会と執行部の協議会を開いて公売公告

ありました。

参加者氏名 第一回入札金額 第三回入札金額

教育長に
長野前教育長を
再任命
村委員
豊委
大教育

ことが出来まして
 裏心より感謝致し
 て居る次第でござ
 います。然し「わ
 教育の向上と進展
 を希つて努力はし
 たつもりではあり
 ます。しかし何分
 力不足であつたま

高 野 政 長

科課程の問題、教
 育の時間特點、教
 仲々これの解決は
 容易ではありませ
 ん。又我が大豊校
 としても中学校の
 統合、老朽校舎の
 修政策、教員住宅
 の建築、二十余校

……御宅の
大豊地区
路も漸増しする雑音より発生する雑音のためラジオの受信が困難なのもあり高知テレビ放送を目前にして雑音発生等による視聴不能等も考えられ、この解決を目的とし

～教育長 長野 政高～

いう動機でありました。労働評定定徳教育の時間特設、教科課程の問題等で、時々これの解決は容易ではありません。又我が大豊村としても中学校の統合、老朽校舎の修政策、教員住宅の建築、二十余校のふれぞれの施設々備の充実等問題は山積と云う状態であり一方村政では窮屈でありますので、これらの問

……御宅のラジオ受信

大豊地区受信

の非常な普及使用に伴い電氣増し等々路も漸増し之等音より発生する雑音のためラジオの受信が困難な所もあり高知テレビ放送を目前前にして雑音発生等による視聴不能等も考えられ、この解決を目的として大豊地区受信障害対策協議会を設置し事務局を当四国電力杉営業店に置くことになりました。これは村内官公庁会社各種団体より選

午後一時、四国電力杉葉店に於て村内官公庁、会社、各団体の代表者が集合し大豊地区受電信対策協議会を、結成し上記の如く役員を選任した。これにつき幾分か話した。幾分か話した。如く会した。

九、差引
一、円が
ブラ
ます
尚と
益は
町一
、肉
(外
年生
一厘
歩。
外税
二(の
上と
今後
亘る
業が
すの
等が
に思

以上が買受けた山の概要であります。

◎ 立木の処分を必要とする理由について

買受けた国有林（現村有林）については前記のような条件でありますから、これによると村は國に対して毎年五、四万円余りの金利を払わねばなりません。殊に第六年度は元利金で一千万円以上の支払をしなければならぬこととなります。

一方立木の成長率は金利に比べると非常に少ないのみならず間伐等の手入も行わねばなりませんので、成可く早く立木を処分して營林局への支払をすませた上、伐跡地に対して早く植林を

三浦一 (後見典)	六千七百〇〇	六千七百〇〇	⑥
細尾富次郎 (和事山県)	八、五六八、八一	八、五六八、八一	③
細尾豊久 (〃)	八、五五〇、一	八、五五〇、一	④
堀籠元立 (静岡県)	八、六六〇、一	八、六六〇、一	①
小川恭弘 (〃)	八、四〇〇、一	八、四〇〇、一	②

三、代金の納入について
 代金の納入は契約の日から五日以内即ち八月一日からとなつてゐた為本人に督促した處、遠距離で充分な連絡が取れず期日中の代金納入が危ぶまれたので七月三十日助役が取急ぎ上京して代金納入の催促を行いました。堀籠氏は懸命に代金納入について努力はしたけれども、結局納期には間に合はなかつたので直ちに来県して村に對し納入延期の願出がありました。

村に於いては八月十二、十三の二日間に亘り臨時議會を開いて審議した結果執行部にあつて事務的に万全でない、果ては結果的に不利な

あつたけれども、村としては更に再延期は認めない方針で辯護士伊藤一郎氏を代理人として九月末までの期限を付して催告を行つたのであります。催告期間中の九月二十七日に近日中に代金を納入する旨申出があつたが結局九月三十日迄には納入がなかつたので契約としては既定的の方針で契約解除の準備をして、所十月九日に代金全額の納入がありました。執行部としては此代金を受領して堀籠氏に取る事が村の爲になると考へてこれを受領して堀籠氏に追加契約を締結し直ちに臨時議會を開いて議會の承認を受ける運びと致したのであります。

再任命した。

解 説

任命制の教育委員会委員は四年二人、三年一人、二年一人、一年一人とそれぞれ任期があり、この任期については三十一年十月村長が任命した際、抽せんして決められた。任期満了に伴つて新たに任命された教育委員はいずれも四年制となる決したのであります。

五、譲渡契約について
代金納入により村と堀籠氏との間に結んだ契約に基く本件立木売買に関する一切の権利義務を包括して、堀籠氏より和歌山市の大田木材株式会社並びに徳島県の柿原林材工業株式会社に譲渡することとなり村も之を承認したのであります。

以上が経過の概要であります。この解決に當り堀籠門立木等の対し、書面を出さ

としての任期満了、從つて教育長の職も自然解消となつた。

そのため村長は十月四日、議会の同意を得て後任として長野氏を再任命、教育委員会では新教育長に長野氏を再任命したのである。

尚公選制時代の教育長は教育委員以外のものからなつてゐたが、現在の任命制では教育委員の中から選ばれてゐることになつてゐる。

疑惑を持たれる等の事態を招來致しましたと知り眞に申し訳なく存じております。私も契約後代金納入のことにつきました。これは晝夜を分かづ寝食を忘れて懸命に努力致しましたが何分巨額のものゆゑ短期間に納めることゝなつてゐた爲、資金調達に苦労して生じたことが今日の事態の結果となりました。

村長様始め村執行部並びに協議会に於けることは何處の肩代りも御推察下さい。

斯待に當うことが出来たと思ふものは何一つとしてありませんのでもうこれ以上職責を汚すことは不都合であると存じまして村長さんに再任はしないでほしいように申上げ、又村議会議長さんとも是非再任に同意しないように願ひしてありました。が去る四月の村議会で又教育委員会委員として同意せられ教育長をやれと云うことになりましたが、もうこれ以上の在職は村教育行政上迷惑な事になるように思はれてと

又、農地以外のものにすることのため
地以外のもの（農地を除く）

二、農地法才五条

農地以外のものにすることのため
地以外のもの（農地を除く）

業委員会

会長 四海電力 幾井義一
副 長 南海電気 高橋利男
副 長 郵便局 飯田正徳
事務局長 四電 川井正彦

がれるわけであります。
尚菅林局よりの松下価格は適正な時価でありますので、立木の処分によつて土地、幼令林を残し更に売上代金で村財政にプラスすることでは相当困難な実情にあるのであります。

◎ 今回の処分方法並びに売買契約について

なればならない」として今までの執行部の措置を認め堀籠氏に対しては八月二日以降の延納利息を附して代金を納入せしめることと本契約のそと及び納期延長の額出を八月三十日満場一致で議決したのであります納期の再延期額出について八月末に至り堀籠氏より向う二ヶ月間の再延期額出が

四 村議会に於ける最終の決定について

十月十三日午前八時半より村議会の基本財産造成対策特別委員会を開き又引續いて午前十時より臨時議場を開いて審議した結果満場一致を以て追加契約、代金納入等を可決し又関連したその他の事項を承認して之に於て七月二十八日入札以来の本問題も最終的に解

て村民各位の御了解にあづかり度いと存じます。

◎堀籠氏の書面

今回の貴村磯谷山村有林立木売買契約につきまして私よりの代金納付が遅延した為、村執行部、村議会並びに村民の皆様方に非常な御迷惑を御掛けした事を衷心より御詫が申し上げます。

尚之が一郷村民の方より大豊村長 小笠原清吉 堀籠氏

いと御願ひ申し上げる次第でございます。尚今後のことにつきましては一切を収歌山市の大田木材株式会社及び徳島県の柿原林材工業株式会社の両者に御願ひを致してありますので何分共々宜敷御願ひ申し上げます。

昭和三十三年十月十三日
堀籠伊東市瓶山宮西番地
堀籠氏立

大豊村長 三谷泉水
大豊村議長 小笠原清吉
大豊村議員 堀籠氏

遺懺にかゝる違法行為が今尚続出し、これがため隣接地並に他に影響を及ぼす事件も少なくなく紛争問題も亦漸増の傾向にあります。当委員会としてまずは先にこの点について一般の喚起を促しましたが、今尚その跡をたない実状がありまので、かゝる違法行為がなまよひ散らして去文（友

ある者は省令（則四）で定

ある手続きに従ひ都道府

知事（その者が同一の事

の目的に供するたため千

をこえる農地を農地以外

もの（その場合には農林

臣の許可）の許可を受け

ければならない。但し国

は都道府県が転用する場

並に土地収用法その他の

律に依り手続きを経たも

を余く。

罰則規定
農地法第十九二条前条第一項の規定に違反したものは、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

大豊村農業委員会

地を農地以外の使用目
転用しようとするもの
に据ける四条又は五条
の規定により手続きを経
ねばならないことになつ
ますが、本村に於ては
従つた出しの違法行為が
並に他に影響を及ぼす
も少なくなく紛争問題も
漸増の傾向にあります先
委員会としてしては先
の点について一般の喚
起をしたくない実状にあ
り、このため違法行為
のやうな改変を不法行爲

（）を掲げて関係者に御注
意を申し上げます。御勘考
の上善処下さい。

一、農地法四条

農地を農地以外のものにす
る者は省令（則四）で定め
ある手続きに従ひ都道府県
知事（その者が同一の事業
の目的に供するため五ヶ年
をこえる農地を農地以外
のものにする場合には農林大
臣の許可）の許可を受けな
なければならぬ。但し国又
は都道府県が転用する場合
並に土地収用法その他の法
律に依り手続きを経たもの
を除く。

二、農地法第五条

農地以外のものにするため
又は採草放牧地を採草放牧
地以外のもの（農地を除く
）にするためこれらの土地
について第三條第一項本条
に掲げる權利を設定し又は
移転する場合は省令で定め
るところにより当事者が都
道府県知事の許可を受けな
ければならない。

罰則規定

農地法第九十二条前条第
一項の規定に違反したものは
三年以下の懲役又は十萬圓
以下の罰金に處ずる。

門は

年学
ることがあります。

面	積	
メートル法	尺貫法	ヤードポンド法
1平方メートル	0.3025坪	10.764平方フット
1平方センチメートル	0.109平方寸	0.155平方インチ
1アール	1.008畝	0.025エーカー
1ヘクタール	1.008町	2.471エーカー
1平方キロメートル	0.065平方里	0.386平方マイル
0.092m ²	1平方尺	0.988平方フット
3.306m ²	1坪	3.954平方ヤード
0.992a	1畝	0.25平方チェーン
9.917a	1反	0.245エーカー
99.17a	1町	2.45エーカー
15.42km ²	1平方里	5.96平方マイル
0.836m ²	9.105平方尺	1平方ヤード
6.452cm ²	0.703平方寸	1平方インチ
0.093m ²	1.012平方尺	1平方フット
40.468a	4.081反	1エーカー
2.59km ²	261.13町	1平方マイル

$1\text{a}=100\text{m}^2$ $1\text{km}^2=100\text{ha}$	$1\text{ha}=100\text{a}$
--	--------------------------